（１）児童相談体制等検討部会、ワーキンググループの趣旨、今後の進め方について

児童相談体制等検討会における検討部会・ワーキンググループについて

（１）児童相談体制等検討会について

〇目的：子供を虐待から守り、健やかに成長できる環境を整備するため、子供及び保護者を支援する取組について検討すること

〇令和6年度第1回の検討会にて**業務の標準化等における以下の取組について、検討部会・ワーキンググループを設置**し、検討を進めることとなった

・『**ケース移管や家庭復帰に係るルール等を確認・検証し、必要なルールの策定を検討**（移管元と移管先の役割認識、共有する情報、アセスメントシートの記入方法などの見直しなど）』

・『**東京ルールの運用状況の検証・見直し**（事務手続きの簡略化など）』

・その他、検討会の検討項目に係る報告や意見交換

（２）それぞれの会議の役割、構成員や人数について

児童相談体制等検討会	都及び区市町村の児童福祉を主管するもので構成【部長級】	全区市町村及び都
検討部会	・検討会座長から指示された事項について検討する ・都と区市町村の課長級以下の職員で構成【課長級】 ・ワーキングでの検討内容を確認し、承認していく役割	区：８人（ブロックから1人、児相設置区から3人） 市：5人（ブロックから1人）、町村：1人　計14人 （都：同人数）　合計28人
ワーキンググループ	・検討作業を進めるためワーキンググループを設置 ・係長、課長代理級の職員を中心に構成【係長級・課長代理級】 ・**実務的な議論を交わし、検討作業をする役割**	区：８人（ブロックから1人、児相設置区から3人） 市：5人（ブロックから1人）、町村：1人　計14人 （都：同人数）　合計28人

（３）今年度の進め方（※現時点での想定であり、今後変更となる可能性あり）

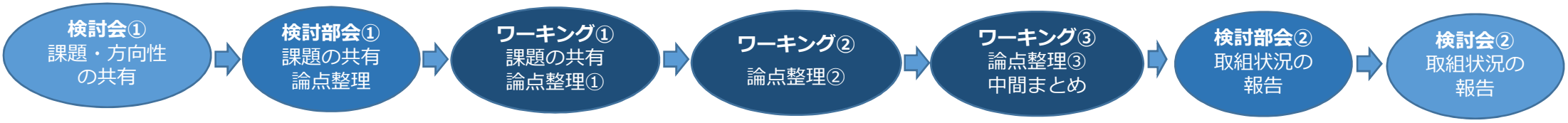

（４）ワーキンググループの今年度の到達点

今年度のめざす到達点：標準化する項目の確定	・ケース移管や家庭復帰に関する標準化する項目を確定 ・東京ルールに関する見直しの内容を確定

調査結果をふまえた今後の取組の方向性

①業務の標準化

課　題

○ 児相、子家センともに、**ケース移管や家庭復帰の進め方**について、**ルールの解釈や認識の違いにより、手続きや支援が円滑に進まない**事案が発生

○ 子家センから児相への**送致や援助要請**、児相から子家センへの**逆送致等が円滑に進まない**事案が発生

○ 児相では、**里親への都区相互委託**における**情報共有や支援の方法などが児相間で異なる**場合の弊害を懸念

○ 一時保護児の**入所先施設が見つからず**、児童福祉司個人による入所打診等が繰り返されており、**一時保護長期化の一端**

方向性

○ 都児相センターが全体の総合調整を担い、都内全域を対象とした**都区共通ルールや解釈等の確認**

○ その上で、東京の実情をふまえ、**必要なルールの策定**も視野に入れる

○ **広域的業務の一部について一元化**に向けた検討を進める

具体的取組

○ **ケース移管や家庭復帰に係るルール等を確認・検証し、必要なルールの策定**を検討

（移管元と移管先の役割認識、共有する情報、アセスメントシートの記入方法等の見直し、里親の相互委託における情報共有の在り方など）

○ **東京ルールの運用状況の検証・見直し**（事務手続きの簡略化など）

○ 児童養護施設の**入所調整の効率化**に向けた都区共通の仕組みづくりを検討　　など

ルール等の検証・見直しについては、検討会の下に課長級以下からなる検討部会及びワーキンググループを設置、実務的な議論を行う

今後の児童相談体制等検討会の進め方①

＜今後の検討の進め方＞

６つのテーマにおける取組の方向性等については、区部、市町村部に分かれた親会議において協議。
実務レベルでの検討が必要な事項については、検討部会、ワーキングにおいて、具体的取組を検討。

【検討会】

○ 検討会においては、**６つのテーマの取組状況の報告や意見交換**を行う

○ 令和７年度以降についても、都児相センター総合連携担当が進行管理を行い、PDCAサイクルを恒常的に回し、都全体の児童相談体制のレベルを向上させていく

【検討部会、ワーキング】

○ 業務の標準化における、**都内全域を対象とするルールづくりについては、実務的な検討が中心**となる

○ そのため、検討会の下に**課長級以下からなる「児童相談体制等検討部会」**及び**係長級・課長代理級職員を中心とする「ワーキンググループ」を令和６年度に設置**し、**業務の標準化など**の詳細について検討を行っていく

○ 区部と市町村部でルールの内容に差異が生じないように、**検討部会及びワーキンググループについては、区部・市町村部合同で実施**する

今後の児童相談体制等検討会の進め方②

【今後のスケジュールと検討項目】

○ 令和６年度については、業務の標準化における**「ケース移管や家庭復帰のルール等の確認、検証・見直し」**
「東京ルールの運用状況の検証・見直し」について、**検討部会・ワーキング**にて、具体的な検討を進める。

○ 「里親への相互委託」「入所調整の効率化」やテーマ②から⑥に係る検討項目については、具体的な取組の実現に向けて、都において検討・調整を進め、検討会や検討部会等において、随時、報告や意見聴取を行う。

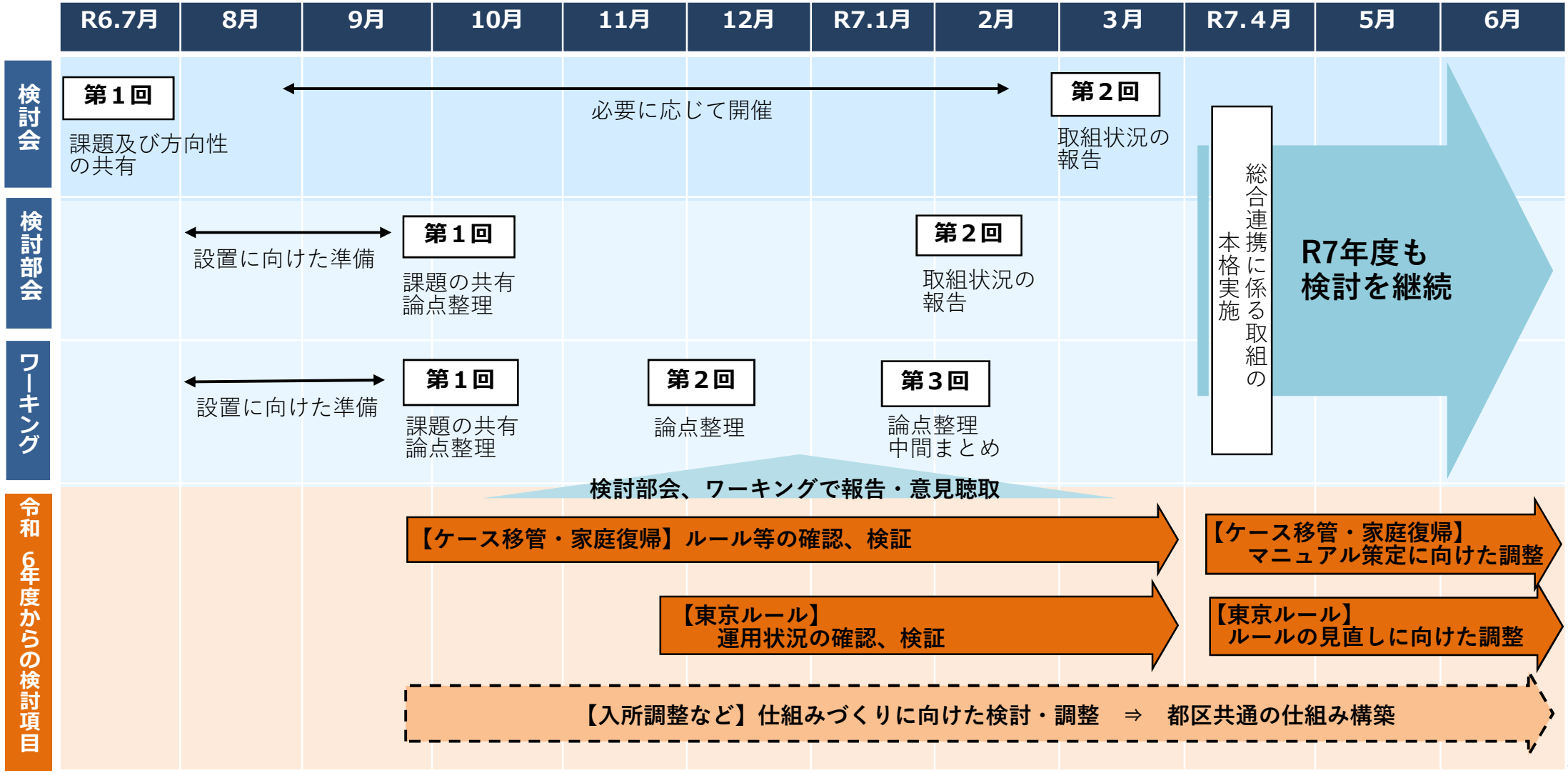

児童相談体制等検討部会における今年度の検討事項（案）

１．「業務の標準化」に関する事項

＜検討に当たっての考え方（案）＞

○　都児相、区児相、区市町村子家センで相互に関わる業務について、新たなガイドラインの策定や既存ルールの検証・見直しを行う。

○　自区内で東京ルールを活用していない区児相においても、東京ルールを活用している子家セン等との調整に当たっては、ルールを準用していただきたい。

＜今年度の検討内容＞

① ケース移管や家庭復帰のルール等の確認、検証・見直し

都内の児相間における、移管等の手続きの現状及び課題を確認し、全国ルールの内容等を踏まえた上で、その解釈や認識の違いによる行き違いを防止するために必要なガイドライン等の作成を検討

② 「児童虐待相談等の連絡調整に関する基本ルール」（東京ルール）の運用状況の検証・見直し

子家センと都児相間の連絡や連携におけるルールの運用状況を確認・検証し、必要な見直しを行う

⇒　**詳細の検討はワーキンググループ（WG）で行い、部会では、WGでの検討内容を確認**

２．児童相談体制の強化に係る各種取組の報告、意見交換

児童相談体制等検討会（親会）にて示した６つの視点（※）に基づく取組について、事務局から報告し、意見交換

※ ①業務の標準化、②個別ケースに係る専門性向上、③人材育成の共同推進、④子供家庭支援センターの体制強化と連携強化、⑤都児童相談所の体制強化、⑥ケアニーズの高い児童への専門的な支援

検討部会、ワーキンググループの今後のスケジュール（案）

第１回検討部会【令和６年１０月２日】

・「業務の標準化（ケース移管・家庭復帰）」、「東京ルール」に係る課題の共有
・都と区市町村の合同研修の実施に向けた検討状況の報告
・施設への入所調整の効率化に向けた意見交換

第１回ワーキンググループ【令和６年１０月１６日】

・「業務の標準化（ケース移管・家庭復帰）」に係る課題の共有、論点整理
・施設への入所調整の効率化に向けた意見交換

第２回ワーキンググループ【令和６年１１月～１２月頃】

・「業務の標準化（ケース移管・家庭復帰）」に係る論点整理
・「東京ルール」に係る課題の共有、論点整理
・その他、報告や意見交換が必要な事項

第３回ワーキンググループ【令和７年１月～２月頃】

・「業務の標準化（ケース移管・家庭復帰）」、「東京ルール」に係る論点整理、中間まとめ
・その他、報告や意見交換が必要な事項

第２回検討部会【令和７年２月頃】

・ワーキンググループの検討状況の報告、意見交換
・その他、報告や意見交換が必要な事項

（２）都区の児童相談所間のケース移管等に関する検討の方向性について

都区の児童相談所間におけるケース移管等　≪検討の方向性≫（案）

移管及び家庭復帰に関する検討の方向性

➢　移管等の手続きに関し、児童相談所運営指針や全国児童相談所長会の申し合わせを遵守した上で、その解釈や認識の違いによる行き違いを防止するため、都区の児童相談所間における統一的なガイドライン等の作成を検討

➢　児相ごとの援助の工夫等独自性については尊重。そのうえで、よりよい援助につながるものは全体で共有し、都の児童相談体制のレベルアップにつなげる

➢　都児相、区児相、区市町村子家センのそれぞれの視点から議論の上、取りまとめていく

都区の児童相談所間におけるケース移管等　≪検討の方向性≫（案）

現状・課題	ワーキングで検討いただきたいこと
移管元児相から移管先児相への連絡や内容、移管先児相の受理のタイミングにばらつきがある	移管先児相への連絡のタイミングや内容、移管先児相の受理はどうあるべきか
転居後の児童の安全確認について、移管元児相と移管先児相の役割分担の認識にばらつきがある	転居後の安全確認について、移管元児相の実施が適当と判断される場合とは
移管に際し、移管元児相が移管先児相から追加調査などを求められ、移管に時間を要することがある	移管元児相が行うべきことや、移管先児相と移管元児相の役割分担について
移管に際し、児童票の記載内容、アセスメントシートの記載の仕方が統一されていない	児童票の記載内容、アセスメントシートの記載の仕方はどうあるべきか
移管先児相に提供されるべき資料が不足していることがある	移管先児相に提供されるべき資料について
移管元児相が決定していた援助方針（少なくとも1か月は継続すること）に関して疑義が生じる場合がある	援助方針の継続に関する移管元児相と移管先児相のやり取りの実際についての情報共有
移管を伴う家庭復帰において、事前協議のタイミング、情報共有の内容、援助依頼の有無等の認識統一がされていない	移管を伴う家庭復帰における、事前協議、情報共有、援助依頼のあり方について
家庭復帰の進め方の共通認識や、家庭復帰となる際のチェックリストの活用の現状把握が必要	家庭復帰の進め方、家庭復帰のチェックリスト活用の現状把握と共通のチェックリストの必要性について

※「現状・課題」は、都児童相談センターが令和６年５月に実施した「児童相談体制における現状把握のための調査」の結果に基づき整理

（３）「東京ルール」の検証に関する検討の方向性について

「東京ルール」の運用　≪検討の方向性≫（案）

東京ルールに関する検討の方向性

- ➢　都児相と子家センの児童虐待相談対応において円滑な連携のために齟齬をなくす

- ➢　都児相、区児相、区市町村子家センの円滑な連携のために必要な共通理解をもつ

- ➢　自区内で東京ルールを活用していない区児相においても、東京ルールを活用している子家セン等との調整に当たっては、ルールを準用していただきたい

「東京ルール」の運用　≪検討の方向性≫（案）

現状・課題	ワーキングで検討いただきたいこと
子家センから児相への援助要請や送致が、円滑に進まないことがある	子家センから児相への援助要請や送致について、双方が適切な役割を果たし、手続きを円滑に進めるために、それぞれに求められる対応について
性的虐待対応において児相と子家センの役割分担が、共有ガイドラインどおりに運用されていない場合がある	性的虐待対応における児相と子家センの役割
児相から子家センに送致される基準、児相が子家センに求めている支援内容がわかりにくいことがある	児相から子家センへの送致の基準や、子家センに求める具体的な支援内容の明確化について

※「現状・課題」は、都児童相談センターが令和６年５月に実施した「児童相談体制における現状把握のための調査」の結果に基づき整理

その他、必要と考えられる視点	ワーキングで検討いただきたいこと
特定妊婦について、現行では「東京ルールの連絡調整に関する基本ルールになじまない」としているが、内密出産等の新たな動きがある中、改めて議論が必要ではないか	特定妊婦に関する東京ルール上の記載内容
連絡調整の手続きにおいて、オンライン会議等の活用やＤＸの観点から、業務の効率化を図る視点	児相と子家センの連絡調整の手続きにおけるオンライン会議等の活用、文書送付や回答の簡略化について
法改正や制度変更をふまえた視点（家庭支援事業の利用勧奨・利用措置の実施、「こども家庭センター」の設置、「見守りサポート事業」の終了）	法改正や制度変更に関し、東京ルールへの反映や取り扱い ※「こども家庭センター」については、未設置自治体も多い状況であることを踏まえ、改めて検討

（４）合同研修の実施に向けた検討状況について

調査結果をふまえた今後の取組の方向性

③人材育成の共同推進

課題

○ 児相では、法的対応を含む困難事例や大都市特有の課題等、高度な専門性が求められるケースが発生する一方、経験年数の浅い職員が多数で、**スーパーバイスを担える中堅職員**が不足

○ 子家センでも、困難事例への対応や未然防止の取組が進む中、経験豊富な職員の育成や専門職の確保・育成に苦慮

○ 児相、子家センともに、相談援助業務に係る**スキルやノウハウの蓄積や継承が困難**な状況に直面

方向性

○ 都・区市町村の合同研修と人事交流の実施により、**専門性の向上**と「顔の見える関係」の構築

○ 特に、**中堅層の育成強化**を迅速に進めるほか、職員全体の**専門性の強化**ならびに **スキルやノウハウの蓄積・継承**に係る取組の強化

○ 職員の計画的な育成や専門性の向上は、都及び都内全ての区市町村における共通の課題。**人材育成を都と区市町村で共同で推進**し、質の高い相談援助技術の共有を進める

具体的取組

○ **都トレセンと特別区職員研修所の相互の研修受講**を実施

○ 都区市町村の**合同研修を新たに実施**

○ 都及び各自治体から**ケース対応の事例を収集し、共有できる仕組み**を検討

○ 人事交流については、それぞれの人員体制の状況も踏まえながら、長期派遣や短期派遣も含め、**新たな人事交流の取組**を検討

合同研修の進め方

【方向性】

〇人材育成の基本的な部分はそれぞれの自治体で実施しているが、**困難事例への対応をはじめ、「専門性向上」に資する内容**などについては、都と区市町村で共有することで、東京全体で高い専門性を維持向上していく

〇令和７年度、主に**中堅層を対象とした専門的知識の共有**を目的に、以下のとおり、**都区共同企画の研修や、都と区が個別に実施する研修への相互乗入れを試行的に行い**、自治体間の「顔の見える関係」の構築を進めていく

【新たな合同研修（案）】

①中堅層の強化（都区共同企画／都提案）

都及び区市町村（児相・子家セン）の課長代理・係長級職員を対象に、児童相談行政の**最新のトピックに関する講義**を行うとともに、**ケース対応や職員育成の実践についてグループ討議**等を実施　　※都区職員のニーズを基にトピックを選定

②先進的取組の共有（都区共同企画／特別区職員研修所提案）

学会や学術会議等で発表した演題について、東京における児童相談分野の先進的な取組として児相及び子家セン職員を対象に、発表者が改めて発表するとともに、その内容について出席者がグループ討議を行う

③模擬個別ケース検討会議（都が実施）

都及び区市町村（児相・子家セン）の職員が模擬個別ケース検討会議を行い、要保護児童対策地域協議会の円滑な運営に向けて**相互理解と実践力の向上**を図る

④面接スキルトレーニング研修（都が実施）

児相の新任児童福祉司、新任児童心理司を対象に、小規模のグループで約２か月に１回、年５回実施し、面接技術の向上を図る

⑤司法面接（特別区職員研修所が実施）

児童虐待被害等の調査において、関係機関とチームを組み、児童の心理的負担等に配慮した面接のための強化を図る

⑥リーダー研修（児童心理司）（特別区職員研修所が実施）

リーダーに役立つ知識や技法を学び、職員の指導、育成を行うための資質向上を図る

（５）施設への入所調整の効率化に向けた検討（案）について

児童養護施設への入所調整に係る課題

➢虐待対応件数の増加、一時保護需要の増大、児童養護施設の高い入所率等を背景に、**入所施設が容易に決まらない状況**

➢そのため、**児童相談所は、入所依頼に応じてもらえる施設が見つかるまで、児童福祉司が個別に施設への打診を続けざるを得ない**

➢施設側においても、入所率が高止まりしており、また、個別ケアを要する児童が増えているなど児童への対応に苦慮

➢そうした中、施設には多くの児童相談所から入所依頼が日々舞い込むため、**受け入れの優先順位付けが困難な状況**

➢現在、児童相談所は、月に2回施設側から共有される施設の空き情報を参考に入所の打診を行っているが、打診の際には情報のタイムラグが発生するため、**空き情報を完全には参考にできていない**

➢施設への**一時保護委託についても同様の状況**が発生

以下、２つの取組を新たに実施

➢**施設入所先・一時保護委託先の空き情報のリアルタイム「見える化」の実施**
（令和６年度試行実施、令和７年度以降本格実施）

➢**施設入所調整窓口の設置（令和８年度の実施（試行含む）を目指す）**

施設への入所調整に係る今後の対応（案）

未定稿
(今後、施設側と調整予定)

令和６年度

➢施設入所先・一時保護先の**空き情報のリアルタイム「見える化」**の実施

→現行、施設側から月２回空き情報が共有されているが、都がシステムを構築の上、**施設側に状況変化が生じた都度、システムに入力する形に運用を変更（令和６年度は試行実施）**

➢児童相談所は、当該情報を基に、施設に対して個別に入所依頼を実施

※**リアルタイム空き情報は、都児相、区児相で共有することを想定**

【イメージ】

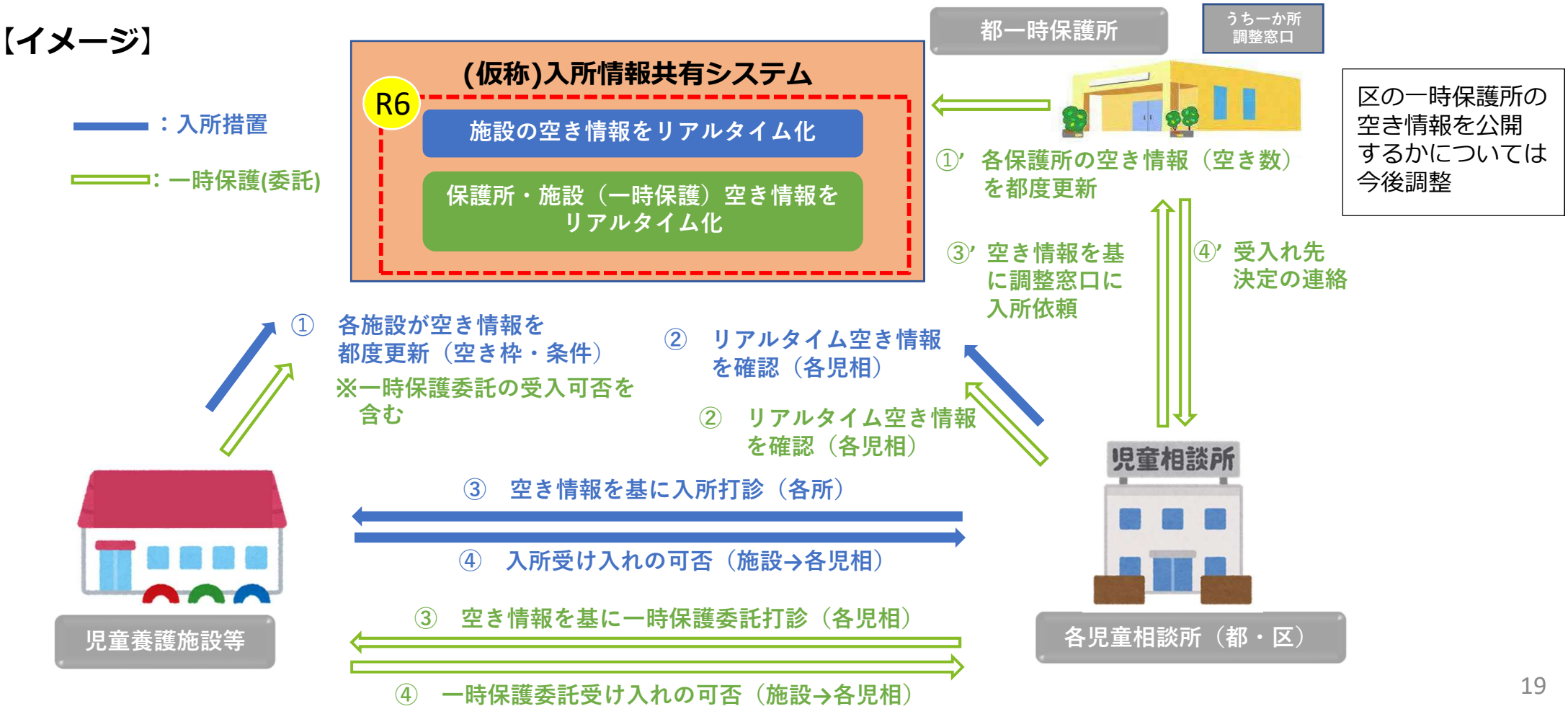

区の一時保護所の空き情報を公開するかについては今後調整

施設への入所調整に係る今後の対応（案）

未定稿
(今後、施設側と調整予定)

令和８年度

施設入所調整窓口の設置（試行実施含む）

➢施設入所について、施設の空き情報を「見える化」した上で、**施設入所調整窓口を都児童相談センターに設置**

※**入所調整の対象には区立児童相談所も含める方向で検討**

【イメージ】

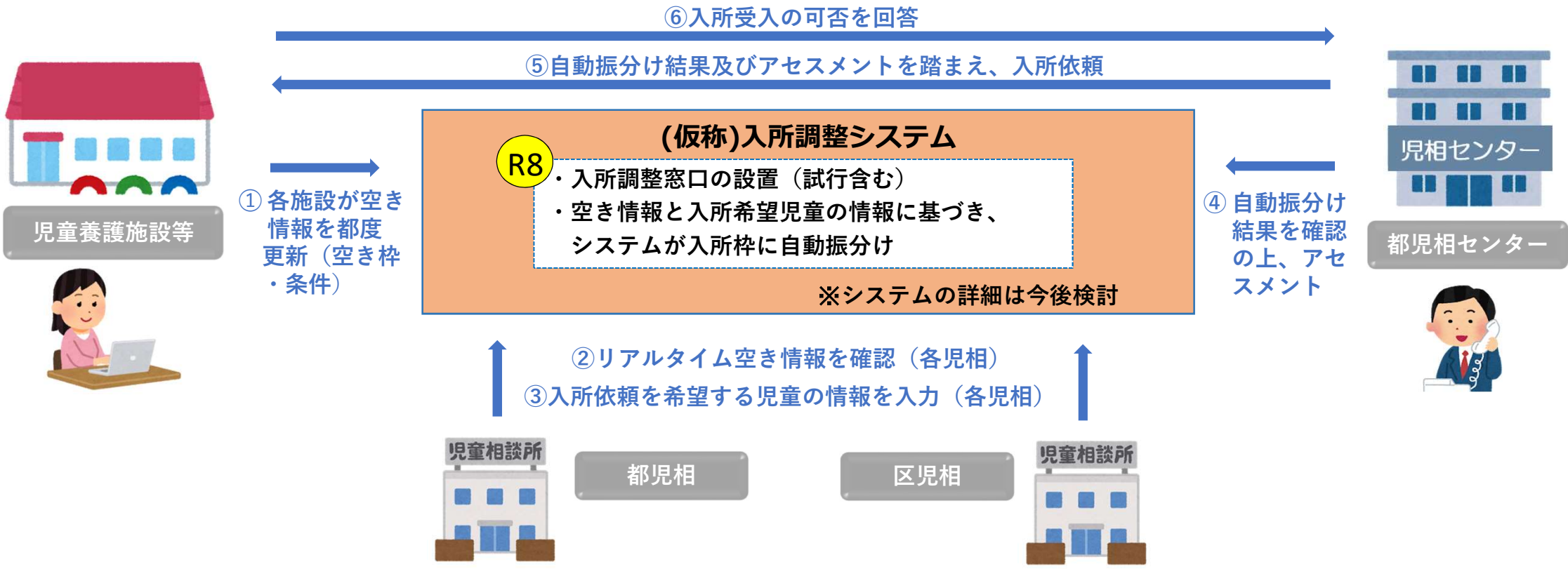

今後の検討の方向性（案）

未定稿
(今後、施設側と調整予定)

＜検討の進め方＞

令和６年度

- 児相側における検討
- 施設側における検討
- システムの仕様検討
  (リアルタイム「見える化」)

※検討状況は、お互いにフィードバック

令和７年度

リアルタイム「見える化」実施
※試行含む

- 児相側、施設側、都の三者間での運用方法の協議
- システムの仕様検討
  (入所調整)

※検討状況は、お互いにフィードバック

令和８年度

- 入所調整窓口設置 ※試行含む
- 入所調整システム構築

【児相側における検討】

〇児童相談体制等検討部会、ワーキンググループ、児童福祉担当課長代理会など、様々な会議の場を通じて、整理が必要な事項や懸念事項等について幅広く意見を募る

〇都児童相談センター総合連携担当において、意見を集約し課題を整理の上、それぞれの会議にフィードバック

【施設側における検討】

〇施設側との協議の場を設け、課題を整理

〇児相側の意見を伝えるとともに、施設側から児相側への要望事項を確認
⇒施設側から児相側への要望については、児相側の会議の場で適宜情報共有

令和６年度中はこれを繰り返し行い、論点整理を進める

都において運用方法を整理し、令和７年度、児相、施設との三者協議を実施

【システムの仕様の検討】

〇リアルタイム「見える化」・入所調整窓口設置に向け、都においてシステムの仕様を検討

〇仕様の素案については、各種会議の場において児相側、施設側と共有し、意見を募る
※都の「現場対話型スタートアップ協働プロジェクト」において、本件に協働で取り組むスタートアップ企業を募集している

(仮称)入所情報共有システム構築（令和６年度）

(仮称)入所調整システム構築（令和８年度）

児相側において整理が必要な事項　※たたき台

未定稿
(今後、施設側と調整予定)

【入所調整窓口と共有する児童の情報】

➢施設への入所依頼を希望する際、児童の情報をどこまで入所調整窓口（児相センター）と共有するか
（児童の情報は、施設への依頼や、システムにおける空き枠への自動振分けの手続に活用することを想定。そのため、一定程度類型化することが必要）

- 【例】学年、性別、主訴、子供の状況、入所理由、希望する地域の条件（都外の可否、通学のための希望地域）
  ※施設側が適切に受入の判断ができるよう、これ以外の項目についても具体的に設定できることが望ましい
- 児童の個人情報にも留意する必要有
- 児童票を添付するか（都児相、区児相それぞれの取扱い）
  ※施設側の要望も踏まえる必要有（別途都から意見聴取予定）

【施設側から提供いただく情報】

➢現在提供いただいている情報は、以下のとおり

- 入所状況（定員、入所児童数（学年、性別ごと））
- 受入可能児童数（学年・性別ごと）
- 今後の入退所予定
- 一時保護委託児童の受入状況
- 受け入れ条件（受けられない場合はその理由など）

➢上記のほか、施設側へ入所の打診を行う際、施設の情報として事前に把握すべきものはあるか
（受入れ可能な児童の詳細な状態像など）

【優先順位付けのルール】

➢入所調整窓口を設置した場合、各児相から提供いただいた児童の情報をもとに入所調整窓口（児相センター）がアセスメント、優先順位を設定した上で施設に入所依頼を実施することになる

➢優先順位の設定に当たり、考え方を整理の上、一定のルールを策定する必要がある
→優先度が高いのは、どのような児童か
（全ての入所依頼案件を入所調整の対象とするか）

【対象施設】

➢児童養護施設のほか、乳児院なども対象とするか

【参考】施設側において整理が必要な事項　※たたき台

未定稿
(今後、施設側と調整予定)

【検討体制の構築】

➢都と施設側で検討、課題整理を行う場の設定

【空き情報の提供方法の変更】

➢施設の空き情報について、状況に変化が生じた都度、随時システムに入力するという運用に変更することに課題や懸念事項があるか

➢空き情報は、エクセルではなく、例えばクラウド上で集約することが想定されるが、懸念事項の有無

【施設側から提供いただく情報】

➢現在提供いただいている情報は、以下のとおり

- 入所状況（定員、入所児童数（学年、性別ごと））
- 受入可能児童数（学年・性別ごと）
- 今後の入退所予定
- 一時保護委託児童の受入状況
- 受け入れ条件（受けられない場合はその理由など）

➢今後、提供いただきたい情報の項目や内容について、再度整理

【都側から提供する児童の情報】

➢施設における児童の受入れに当たり、都側から事前に提供する児童の情報　　※一定程度類型化することが必要

【例】学年、性別、主訴、子供の状況、入所理由

※このほか、受入の判断に必要な情報について御教示いただきたい

【入所調整窓口設置後の入所依頼の取扱い】

➢都において入所依頼の窓口を設置した場合、入所調整により当該児童の受入希望施設を選定するに当たり、選定施設において円滑に受け入れができるよう、具体的なルールづくりを行いたい